

第6回
水戸家庭裁判所委員会議事概要
平成17年12月20日（火）

1 開 式

△事務局

それでは、ただいまから第6回水戸家庭裁判所委員会を開催させていただきます。

2 委員の欠席

△事務局

本日、長井委員と根津委員につきましては、ご都合によりご欠席という連絡をいただいております。

3 委員の改選

△事務局

事務局から委員の改選について報告します。

当委員会を構成する15人の委員のうち、任期途中で交替をされた5名を除き、10人の委員（大野委員、紙屋委員、木村委員、滝本委員、長井委員、根津委員、八木岡委員、安江委員、石田委員、島崎委員）の方々につき、本年7月31日限りで2年の任期が終了しました。このうち、島崎委員は、再任辞退の意向を示され、その他の9人の委員の方々から、2期目の再任につき了解をいただき、8月1日に委員としてお願いすることといたしました。島崎委員の後任につきましては、同委員が法曹三者以外の一般有識者からの選出であったことから、後任の人選につきまして、同様に一般有識者の候補者を募り、9月1日付で勝田達也さんを当委員会委員として任命いたしました。

また、裁判官委員につきましては、水戸家裁の裁判官2名となっており、これまでは岩垂前所長と石田裁判官が任命されいましたが、岩垂前所長が、9月17日付で退官し、その後任として、9月18日付で雨宮則夫所長が水戸家庭裁判所長に就任しました。そこで、岩垂前所長の後任として雨宮則夫裁判官が水戸家庭裁判所委員に任命されています。

そのような状況で、これまで家裁委員会の司会及び議長を務めておりました委員長が現在不在という状況になっています。本日、後ほど、当委員会の委員長を選出していただくわけですが、それまでの間、仮の進行役として、本日の委員会の司会及び議事進行について雨宮所長にお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

（委員から、異議なしの発言がなされた。）

△事務局

それでは、雨宮所長、司会及び議事進行をよろしく願いいたします。

4 あいさつ・自己紹介

○委員

議事に入る前に、本日の委員会には、私と勝田達也さんが新たに家裁委員として任命されていますので、まず、最初に自己紹介をさせていただきます。

まず、私から先に自己紹介をさせていただきます。私は、9月18日付で水戸家庭裁判所長に任命されました。これまで、私は、裁判官になって約33年ですが、その前半の約18年は民事裁判を主に担当し、後半の約15年は刑事裁判と家庭裁判所を主に担当してまいりました。そして、平成6年から平成12年までの6年間は、東京家裁とさいたま家裁川越支部

で家庭裁判所の事件を担当し、東京家裁では遺産分割専門部を立ち上げたことや、あるいは平成11年に家庭裁判所50周年の行事を迎えるということも経験をし、家庭裁判所には非常に愛着を持っています。家庭裁判所の兼務の期間も含めると、約20年間、家庭裁判所を経験しています。

ご承知のとおり、家庭裁判所は、調停委員制度、参与員制度、それから現在のような家庭裁判所委員会の以前から家庭裁判所委員会がありました。そういう意味では、国民のいろいろな意見、民意を反映させるという、いわば開かれた裁判所ということだったのではないかと思います。

これから家裁委員としていろいろと皆様の意見を聞き、それを家庭裁判所の運営に反映させていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

私は、昭和39年生まれで、現在41歳です。土浦市内で不動産業を営んでいます。

仕事以外には、霞ヶ浦に関連する団体や、NPOのまちづくり活性化バス土浦という団体に関連をしたりして、まちづくりのほうを主に行っております。

今回は縁がありまして、この会に同席をさせていただくことになりました。家庭裁判所は、今まで実はお世話になったことがないものですから、どういったことをするところなのかもわかりません。私の意見が参考になるかどうかわかりませんが、いろいろと勉強させていただきながら、意見を述べさせていただきたいと思います。右も左もわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

どうもありがとうございました。

それでは、これから2年間家裁委員として忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思っております。

5 事務担当者の交替

○委員

8月1日付で水戸家庭裁判所事務局次長の異動があり、事務局の交替がありました。

△事務局

事務局次長の橋本でございます。

前任庁の東京家庭裁判所から8月1日付で参りました。前任庁では、家裁委員会に関与する機会がございませんでしたので、この会に陪席させていただきますことを興味深く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

6 委員長選出

○委員

それでは、委員長が現在不在ということになっておりますので、委員長の選出をまず最初をお願いしたいと思います。

委員長の選出につきましては、家庭裁判所委員会規則第6条1項によりまして、「委員の互選による」ということになっております。委員長の役割と言いますのは、第1回目のときにも既にご説明してあるかと思いますが、この委員会の進行をするということと、委

委員会の運営や準備をするということ、この委員会の意見を外部に発信していくという3つの役割があるかと思われます。前回までの委員会におきましては、委員長は、裁判所所長がやっていたようですが、このようなことを考えながら、委員長をご推薦していただきたいのですが、どなたかいかがでしょうか。

○委員

最初に委員長を選ぶときに、私のほうから、家庭裁判所に対していろいろ意見を言う委員会の趣旨として、そういう委員会であるならば、委員長は裁判所所長ではないほうがいいという意見を申し上げましたが、ただ、意見を述べたにすぎず、特にだれがいいかということを考えていたわけではありませんでした。しかし、家裁委員会が開催された間、ずっと裁判所所長に司会をしていただいていたしまして、特に問題もなかったようですので、私の意見としては、今後も所長にやっていたほうがいいのではないかと考えています。

(委員から異議なしの発言)

○委員

それでは、私が委員長をさせていただくことにいたします。

7 委員長代理の指名

■委員長

ところで、委員長代理の指名をすることが必要になります。同じく家庭裁判所規則第6条3項にあります。「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。」という規定で置くことになっておりますが、私のほうからは、これまでどおり、石田委員を委員長代理に指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの発言)

■委員長

石田委員、よろしいでしょうか。

○委員

差し支えありません。

8 議事進行

■委員長

それでは、早速、議事の進行に移らせていただきます。

本日の委員会の意見交換のテーマにつきましては、裁判員制度を取り上げてみようと思っております。これは、前回まで家事関係について、「分かりやすく利用しやすい調停手続の運用と課題について」の意見交換を行ってまいりましたが、前回の最後に、裁判員制度につきまして検察官及び弁護士委員のほうからご意見をいただいたようです。

裁判員制度につきましては、3年半後までには開始をするということになっておりまして、裁判所としては、これをうまく広報して実行に移さなければいけないということになっております。そこで、これにつきましては、11月23日に裁判員制度全国フォーラム in 茨城というものを催しました。ちょうど今日の茨城新聞にその記事が載っておりますが、

茨城新聞社と水戸地方裁判所が主催をして検察庁及び弁護士会が共催という形で行われました。

それから、11月30日に2回目の模擬裁判を水戸地方裁判所で行いました。家裁委員の皆様方におかれましても、この裁判員制度につきましては、強い関心をお持ちのことと思われませんが、さらにその理解を深めていただければありがたいと考えております。

そこで、本日の委員会におきまして、まず最初に、裁判員制度のVTRを上映したいと思えます。それをご覧いただきまして、お気づきになられた点、感想、疑問点などについて率直なご意見をお聞かせいただければと思えます。

このVTRは、先ほどの全国フォーラムで上映されたものでございまして、現在の刑事裁判についての内容ということになっております。

それから、引き続き、最高裁が制作しました「あなたも参加する刑事裁判」というDVDもご覧いただきまして、後ほどご感想なりご意見を伺いたいと思えます。

〔VTR・DVD上映・プレゼンテーション〕

■委員長

ただいまのVTR、あるいはDVDをご覧になって、裁判員として参加するということになった場合に、どうだろうかとか、あるいは感想なり、ご意見でも結構ですが、いかがでしょうか。

○委員

VTRを見せていただきまして、容易でないというのが率直な感想です。弁護士の方、検事の方、裁判所の方は慣れがあると思えますが、裁判員は1回きりです。だから、70%の国民が不安だというのはわかるような気がします。私もそういう立場の一人です。

できるだけ短期間ということになっているのですが、内容によっては長くなる時もあると思えます。そういう場合は恐らく疲れますし、勉強もしなくてはならないという不安があります。

次に、VTRを見れば理解できたり、あるいは説明を聞けばわかるのですが、実際に裁判所の裁判の様子を見ているのと見ていないのとでは違ってくると思えます。

最後に、常識判断でいいのだというのですが、正しい判断ができるのかどうかという問題がある気がします。評議の場合に、傍聴人みたいになってしまう可能性もあるのではないだろうかという不安があります。

この制度が21年5月から始まるとなると、その間に、文部科学省と法務省との話し合いなどで、小学校、中学校の社会科の学校教育の中で教えることが大事であると思えます。

■委員長

今まではプロがやっていたわけですので、慣れが生じていた。素人の裁判員の方が入ると、それとは違った視点、違った意見が出されることは、裁判員制度のいいところではないかと思えます。そこで、裁判員にも十分理解してもらうような説明をしなければいけないし、そういうふうに裁判が進まなければいけないということが、裁判員制度の目的としている、一番大きなことであると思えます。

○委員

ご理解いただきたい点は、現在でも長くなる裁判というのは例外中の例外であるということで、ほんの一握りしかありません。ただ、実際、社会的な注目を集める事件において、

かなり長期化している公判が存在することは確かだし、これは適正な状況ではないということは間違いないのですが、全体としては、日本の刑事裁判は、ほとんどの事件は短いほうです。長くなる事件について対応するための制度的な枠組みを一つつくりたいということで、公判前整理手続というものが入ってきます。長くなる裁判の特徴的な問題として、検察官に立証責任があるのだから、とにかく検察官が1から全部立証していけばいい。弁護人の反証は、それが終わってから立証の状況を見てから行う。また、検察官がその反証を見て、もう一遍再反証をするということを繰り返していたことが、実はただ延びる原因であって、例えば、リクルート事件の江副被告の事件というのは、まさにそれだけでやっていた。こういうことをやめて、争点のやり取り、何が公判で問題になるのかということを経験が始まる前に固めてしまい、手続を事前に組み込むことによって、これまで例外的であった長期裁判もできる限り短縮できるような形にするという、一定のセオリー的な措置を講じるということが、公判前整理手続であるのご理解いただければと思います。

○委員

裁判員裁判になっても、一面では長くかかる事件もあるということも、それはやはりご理解いただく必要があると思います。

弁護士としても、これまでのやり方と全く180度変わってくるわけですから、今まではプロの裁判官が証拠を見て、それなりに判断してくれるだろうという期待のもとにいろいろ活動していたわけですが、これからは素人の方にどうやってこちらの主張をわかしてもらおうかということで、ある意味、非常に緊張感を持ちながら訴訟活動をしていくということで、緊張感のある法廷ができるだろうと考えています。

また、公判前整理手続で争点を整理するというのももちろん裁判員の裁判をやる上で重要なことなのですが、一つご理解いただきたいのは、弁護人というのは、何の権限も持っていないということです。刑事事件というのは、検察官なり警察官が権限を駆使して犯罪の捜査をして膨大な資料を集めて、その中で、この人が犯人ではないかということで起訴する。それを受けて、弁護人としては、まず被告人に会って、「あんた、本当にやったのか。」というところから始まるわけですから、スタート時点において、圧倒的に材料的には大きな差があります。その中で公判前の手続でどこまで本当の整理ができるのかという問題が出てくるわけです。そこで大事なことは、有利な証拠も不利な証拠も含めて、フェアに全体像を開示していただくということがあって、初めて適正な刑事事件の裁判が進められるのではないかと思います。弁護人が弁護するというのは、そういう何もないところから、本当に一から始めなければいけないところをぜひご理解いただきたいと思いました。

■委員長

裁判員裁判が始まりますと、裁判官も変わらなければいけません、より検察官、弁護人の活動の仕方というのはかなり変わってくると思います。それで、公判前整理手続も既に始まっていますので、その中で徐々にいい運用ができてくるのではないかと思います。

また、広報教育は大切です。水戸地方裁判所と検察庁と弁護士会とで協力して、手分けして学校や公民館などに説明に行き、広報教育を進めていくことになると思います。

○委員

傍聴人の中に被告人の関係者がいることもあると考えると、罰則があるから大丈夫であ

るといいますが、裁判員になった後に、トラブルに巻き込まれるのではないかと。裁判官や検察官は、ある時期が来たら異動して水戸にとどまることはありませんが、裁判員制度というのは、その地域の問題を地域の人がかかわるわけで、居住している地域の住民は、そのまま住んでいることから、やはりトラブルになるようなことが何か見えてきます。

○委員

裁判員制度の裁判が始まったときのために参考にお聞きしますが、ビデオに出てきた証拠だけを捉えて、最初の事件は有罪であったか、無罪であったか、法律関係者以外の方に伺いたいのですが、どうでしょうか。

○委員

最初のVTRは、自分が判断を下せと言われたときに、やはり、その責任を持って判断を下せるのかどうかはすごく迷うというふうに感じました。

出された証拠のみで判断してくださいということなのであれば、3つの事件のうち、クリスマスと大晦日の事件に関しては、疑わしいけれども、これは間違いないと断定するには至らないような気がします。

○委員

疑わしきは罰せずということですか。

○委員

一つ一つの疑わしい話が幾つも重なっていることをどう評価するかということが問題です。それは一人で考えるのではなくて、みんなで考えるものですから。例えば、たまたま一つの条件だけがあった場合と、それからたくさんの条件が重なっている場合、それをどう評価するかというのは、やはり衆議を集めてみんなで考えるということになるのだと思います。一人で考えてもらちがあかない話と思うし、だから、制度があるというふうに思います。

裁判員の負担感というのは理解できます。裁判官が今やっているような仕事と同じような仕事をしなければならぬと思うと、恐らくすごく不安だと思いますが、それは割り切って考えればいいわけです。裁判官は給料をもらっているが、裁判員はそうではない。裁判員に求められているのは、法廷を見た、証拠を見た、証人の顔を見た、そこで感じることをどんどん出すことが必要です。裁判員はアマチュアで、意見として、これはおかしいとか、これは正しいとか、これは変だとか、それをどんどん言うことが正しいと思います。量刑は厳しいなとかいって、量刑の相場の資料とか何かを見せてくださいということではなく、この量刑相場の資料で正しいんですか、おかしいのではありませんか、というように積極的に参加して、思ったこと、感じたことを本当に素直にぶつける。それで裁判が民意を反映したものになっていく、これがこの制度の基本的な仕組みだと思いますので、ミニ裁判官になろうという気はないほうがいいと思います。

○委員

VTRにもありましたが、被告人が、法廷の中で、靴ではなくサンダルをはきジャージを着ているということ自体が、検察官に犯罪事実を追及される立場にあつて、最初からこの人は犯罪者ではないかという前提のもとに審理が進められる可能性は否定できないと思います。

刑事裁判の原則である被告人は無罪を推定される、あるいは合理的な疑いを越えない限

り、やはり有罪とはされないというところを、皆さんが最初から踏まえておき、それで裁判員として自由な心証を抱いていただきたいとお願いしたいと思います。

■委員長

法廷の構造なども昔と比べると変わってきている面はあります。被告人が従前は正面にいたのが現在は弁護人の前の席にいるというスタイルのほうが多くなっている。そういう意味では、いろいろ裁判の構造自体も変わってきているというところはあると思います。

○委員

検察官と弁護士の話を聞けば、どちらもおっしゃっていることも非常にもったもなものです。否認をしている被告人に関して、本当にやったのかどうかということ合議してお話しするとき、全員がこれは一致しないということもあり得ると思いますが、その際には、どのように決めることになりますか。

○委員

裁判官も1票、裁判員も1票という形で、最後の議論が尽きた段階であれば、多数決で決めていくということになると思います。1人でも反対したらどうこうという、アメリカの陪審員制度は、全員一致というのが大原則であって、もちろん裁判官は入らなくて陪審員だけで評議するようですが、そこは基本的には多数決というふうになっているようです。

○委員

裁判官はプロであって、裁判員はアマチュアでいいんという話ですが、同じ1票であるとして、人数の関係から言うと、やはり裁判員も責任は重いというような気がします。

重いことによって、だから責任を持ってちゃんとやらなければいけないという意味では非常にいいことではあると思いますが、特に重い事件が多いと思いますので、それに対して責任を担えるかどうかというのは、人によって悩むことも多いという気がします。

■委員長

法律解釈は裁判官がしますが、裁判員は事実認定をすることになりますから、事実がこの証拠によって認められるかどうかというのは、全く同じ立場で、裁判員と裁判官は、同じ1票という立場で参加するということになっています。

○委員

補充員、補充裁判官というのはどういう場合ですか。

■委員長

裁判官でも補充裁判官という制度があるのですが、やはり審理が長くなることが予想されて、その間に裁判員が交替というか、都合が悪くて来れなくなるというときに補充裁判員が入るという形になります。

○委員

裁判員が関与するのは一審だけですか。

■委員長

一審だけです。

9 次回期日の告知

■委員長

まだたくさん疑問なりご意見があると思いますが、時間の関係で、次回の予定をお話し

させていただきたいと思います。

次回については、どういうテーマにするかという点について、前回の後、何名かの委員からテーマについて提出されたのですが、また次回までの間に、配布した他庁の家裁委員会のテーマを参考にさせていただき、こういうテーマがいいのではないかとということがありましたら、ぜひお知らせさせていただきたいと思います。それを参考にして次回のテーマをもう一度裁判所のほうで決めさせていただきたいと思います。

今回は、5月ごろという予定で考えております。具体的な日程につきましては、事務局から調整をさせていただきます。